

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 2024年7月17日
【発行者名】 平和不動産リート投資法人
【代表者の役職氏名】 執行役員 本村 彩
【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋兜町5番1号
【事務連絡者氏名】 平和不動産アセットマネジメント株式会社
取締役 常務執行役員 業務企画本部長 渡部 靖隆
【連絡場所】 東京都中央区日本橋兜町5番1号
【電話番号】 03-3669-8771
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

平和不動産リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する資産運用会社である平和不動産アセットマネジメント株式会社は、2024年7月17日開催の取締役会において、本投資法人の運用資産にかかる基本方針を定める運用ガイドラインの一部変更を決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 変更の内容についての概要

本投資法人に関する運用ガイドラインについて、ポートフォリオの投資比率に関する変更が行われたことに伴い、2024年2月29日付で提出された有価証券報告書（以下「直近有価証券報告書」といいます。）の「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (1) 投資方針」の一部を以下のように変更致します。

なお、特に断らない限り、直近有価証券報告書で定義された用語は、本書においても同一の意味を有するものとします。

_____の部分は変更箇所を示します。

第一部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

(中略)

2 投資方針

(1) 投資方針

a. 基本方針

(中略)

(ロ) 東京都区部を中心とするオフィス及びレジデンスへの集中投資

(中略)

②投資基準

(中略)

iii その他の資産への投資

規約第26条各項に定める資産運用の対象とする資産のうち、オフィス及びレジデンス（運用資産が底地である場合においては、当該底地上の建物の用途がオフィス又はレジデンスである場合を含みます。）以外の資産については、用途以外の点で運用ガイドラインの投資基準を概ね満たしている場合、その投資額がポートフォリオ全体（取得価格ベース）の10%以内の範囲内において、投資できるものとします。

(ハ) 分散されたポートフォリオの構築

(中略)

<ポートフォリオの投資比率（取得価格ベース）>

	オフィス	レジデンス（注1）	その他の資産
	原則50% (30~70%)	原則50% (30~70%)	ポートフォリオ 全体の10%以内
第一投資エリア	50~100%		(注2)
第二投資エリア	0~50%		(注2)
地方投資エリア	(注2)		(注2)

(注1) ヘルスケアタイプレジデンス（ヘルスケア施設）を含みます。

(注2) 地方オフィス、地方レジデンス及びその他の資産への投資比率は、合計でポートフォリオ全体の40%以内（取得価格ベース）とします。

(後略)

(2) 変更の年月日

2024年7月17日